

綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消を図るため、綾瀬市内の民間保育所及び企業主導型保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）において、保育士資格を持たない短時間勤務の保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置者又は当該施設の長。
- (2) 法第59条の2第1項の規定に基づく施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、企業主導型保育事業を行う施設の設置者又は当該施設の長。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する保育所等が実施する、神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の保育補助者雇上強化事業実施要領第4第1項に定める事業とし、補助額は、同要綱別表で定める額の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業計画書（別紙1）
- (2) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業申請額内訳書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合、規則第6条各号に掲げる条件を付す

るものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金(変更)交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、実績に基づきその所要額を交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金実績報告書(第4号様式)によるものとし、同条に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月5日までとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者所在地
名称
代表者氏名

年度綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 対象施設
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業 計画書（別紙1）
 - (2) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業 申請額内訳書（別紙2）
 - (3) その他必要とする書類

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所在地
名 称
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第4号様式（第10条関係）

綾瀬市保育補助者雇上強化事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育補助者
雇上強化事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

1 添付書類

- (1) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業 実績報告書（別紙3）
- (2) 綾瀬市保育補助者雇上強化事業 精算額内訳書（別紙4）
- (3) その他必要とする書類

別紙1

年度保育補助者雇上強化事業 計画書

対象施設名	設置主体	保育補助者 配置年月日	保育補助者 配置数

1. 本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

--

2. 本事業による職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組み(保育補助者の配置を除く)

--

3. 配置する保育補助者が保育士資格を取得するための取組み

--

(添付資料)

雇用契約書

子育て支援員研修等の修了証書等

別紙2

年度保育補助者雇上強化事業 申請額内訳書

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	補助基準額	補助基本額	補助所要額
①	② 円	③ 円	④(②-③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

(添付資料)

対象経費の積算資料

別紙3

年度保育補助者雇上強化事業 実績報告書

対象施設名	設置主体	保育補助者 配置年月日	保育補助者 配置数

1. 本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減された内容

--

2. 本事業による職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組み(保育補助者の配置を除く)

--

3. 配置する保育補助者が保育士資格を取得するための取組み

--

(添付資料)

3の取組みが確認できる資料

年度保育補助者雇上強化事業 精算額内訳書

対象施設名	①	総事業費	②	寄付金その他の 収入額	③	差引額	④(②-③)	対象経費の 実支出額	⑤	補助基準額	⑥	補助基本額	⑦	要補助額	⑧	既交付決定額	⑨	受入済額	⑩	差引過不足額	⑪
			円		円		円		円		円		円		円		円		円		円

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄には、⑦欄に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
- ⑪欄には、⑧欄と⑨欄を比較して少ない方の額から、⑩欄の額を引いた額を記載すること。

(添付資料)

本事業に係る経費等が確認できる資料